

2012年5月～2012年7月の活動状況

IASB 客員研究員 さかぐち かずひろ
坂口 和宏

2012年5月のIFRS解釈指針委員会(IFRS IC)、及び6月、7月の国際会計基準審議会(IASB)のボード会議で発表を行ったので、以下のとおり報告する。内容については、あくまで私個人の見解であり、IFRS IC及びIASBの公式見解ではないことを申し添える。

2012年5月のIFRS IC

1. 土地の使用権

「当該論点はある法域に固有のものでありアジェンダとして取り上げるべきではない」という3月IC会議での結論を受け、tentative agenda decision(暫定決定)のドラフトを作成し発表した。会議では概ねスタッフのドラフトが受け入れられ、その後IC委員からの幾つかの修正指示を反映して暫定決定を公開した。IFRS ICで暫定決定されると、公開後60日間にわたってコメントを募集し、それらを踏まえて正式決定とするか否かが再度議論される。現在受領したコメントを分析しており、9月のICにて発表する予定である。

2. 残余法による生物資産の評価

マレーシアの会計基準設定主体(MASB)からICへ検討を依頼してきた論点。

(1) 背景

IAS第41号の25項は、土地に付着する生物資産の公正価値を、combined assets(生物資産、土地とその造成)の公正価値から土地(とその造成)の公正価値を差し引いて算出すること(残余法)を認めている。MASBの懸念は、例えば農園に使用している土地が宅地などへの転用によってより多くの価値を生むことができる場合のように、土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合に、最有効使用に基づく価値を残余法で使用すると生物資産の価値がゼロになってしまうというものである。

(2) スタッフ分析と提案

IFRS第13号のプロジェクトマネージャーと共同で、以下の提案を行った。

- IAS第41号の目的は生物資産の公正価値を測定することであって、combined assets内のその他の資産の公正価値を測定することではない。つまり、残余法を用いる際、土地は生物資産の公正価値を測定するためのインプットに過ぎない。
- 多くの場合、生物資産の最有効使用は現在の使用であり、評価の前提はcombined assets内のその他の資産と組み合わせて使用することになる。IFRS第13号では、最有効使用に関する前提はcombined assets内で整合的

であることを求めている。したがって、もし生物資産の最有効使用が現在の使用であれば、combined assets 内のその他の資産も現在の使用に基づく価値を反映すべきである。

- 上記を原則的な考え方としつつも、土地の測定モデルの違いによってアプローチが異なる。原価モデルにおいては、同じ原則、つまり土地の価値は現在の使用に基づく価値であるべきという考え方が適用される。一方で再評価モデルにおいて同じ原則を適用すると、土地の公正価値と（土地の現在の使用に基づく価値をベースに残余法から導き出される）生物資産の公正価値の財政状態計算書上の合計が、combined assets の価値を超えてしまう。そうならないように残余法の計算においても土地の公正価値を用いるべきであり、その明確化のため IAS 第 41 号の年次改善を行うべきである。

(3) アウトリーチ

13 通の回答を受領。半分以上は IAS 第 41 号そのものが関係ないか影響を受ける企業が限定的、残りは IAS 第 41 号は関係するが残余法の使用自体が少ない若しくは問題がない、といった内容であった。また、2つの会計基準設定主体から会議の前にスタッフペーパーに反対する旨のコメントを受領した。

(4) 議論の概要

会議では、土地の測定モデルによって結論が変わるというスタッフ提案に全員が反対した。その上で、以下の2つに大きく意見が分かれた。

- combined assets であっても土地の最有効使用が現在の使用と異なる場合は最有効使用をもって土地を評価すべきである。それによって生物資産の価値がゼロになることは IFRS 第 13 号を適用することによる自然な帰結である。

- 生物資産に価値がないというのは直観に反する。残余法の使用は強制されているわけではなく、生物資産の価値がゼロになってしまうような場合は残余法を使用すべきではない。議論の結果、後者がより多くの賛同を得、その考え方に沿った暫定決定をスタッフが用意した上で次回の会議で検討することになった。

(5) 現在の状況

5月のICの暫定合意の後、マレーシア（本論点の submitter）の評価専門家から、「土地に付着する生物資産には別個の市場がないため残余法を使うしかない」というコメントを受領した。それを受けてある監査人に意見を求めたところ、「実務の多くは残余法を用いており懸念は理解できるが、直接評価する方法は色々あるはずだ」という見解が返ってきた。

現在、各国の評価専門家に追加のアウトリーチを行っており、その結果を踏まえて9月のICで議論する予定である。

2012年6月のIASBボード会議

関連会社及びジョイントベンチャーのその他の純資産の変動

6月14日のIASBボード会議でペーパーを発表し、ボードデビューを果たした。

(1) 論点

- IAS 第 28 号の 3 項によれば、持分法とは、投資企業が被投資企業の純資産の変動に対する自身の持分を認識することである。つまり、「すべての」純資産の変動に対する持分を認識することが示唆されている。
- 一方で、10 項では、被投資企業の純損益に対する持分は投資企業の純損益で、被投資企業のその他包括利益（OCI）に対する持分は

投資企業の OCI で認識することとなっている。

- 結果として、被投資企業のその他の純資産の変動（株式報酬取引による資本への影響など）を投資企業はどのように、かつそもそも認識すべきなのかが不明確となっている。
- この問題は、IAS 第 1 号が 2007 年に改訂され、その consequential amendment として IAS 第 28 号が改訂された時に生じた。

(2) これまでの経緯

- 2011 年 5 月：IFRS IC で議論、論点が広すぎるとしてボードでの検討を依頼
- 2011 年 9 月：ボードが、短期的な解決策を検討するよう IC へ依頼
- 2012 年 1 月：スタッフが用意した事例と分析をもとに、被投資企業のその他の純資産の変動を投資企業がどのように認識するかについて、IC が 2 つの原則に合意
 - 1) 投資企業の被投資企業に対する持分が、直接か間接かに関わらず減少する場合、投資企業はその影響を純損益で認識する
 - 2) 投資企業の被投資企業に対する持分が、直接か間接かに関わらず増加する場合、投資企業はその影響をコストで認識する
- 2012 年 3 月：1 月に IC が議論を延伸していたコールオプション取引（株式報酬取引含む）について再度議論したが、会計処理が複雑すぎるため、今回は取り扱わないこととした。その結果、以下をボードへ提案することを決定
 - 1) 1 月に合意した原則に従って IAS 第 28 号を修正する
 - 2) しかし、コールオプション取引についてはその修正に含めない

(3) 今回のペーパー

- ペーパーを 3 枚作成し、ボードが IC の提案

に合意するかを質問

- 1) カバーノート
- 2) 過去の経緯、事例と分析、IC が合意した原則（コールオプション取引除く）
- 3) コールオプション取引についてのスタッフ分析と IC の懸念

(4) 議論の概要

- ボードメンバーの大半は以下 2 つを理由に IC 提案に反対
 - 1) 持分の増加と減少で会計処理が異なるため symmetry でなく複雑である
 - 2) 一部の取引（特に、一般的と思われる株式報酬取引）をカバーできていない
- すべての変動の影響は純損益で認識すべきという意見もあったものの、持分法とは一行連結であり、その原則に基づいてガイダンスを作成すべきとの意見が多く出された。
- 結果、ボードは IC 提案を棄却。すべての取引をカバーするシンプルなガイダンスを作成するという目的のもと、投資企業が被投資企業のその他の純資産の変動を資本、OCI、純損益のいずれで認識すべきかについて、再度分析するようスタッフに指示した。次回のボードで再度議論することになった。

2012 年 7 月の IASB ボード会議

関連会社及びジョイントベンチャーのその他の純資産の変動

6 月からの継続論点で、7 月 18 日の IASB ボード会議で発表を行った。

(1) スタッフ分析

① View 1：資本

- 一行連結の考え方と整合する。
- IAS 第 28 号は、持分法の目的は被投資企

業を連結したかのような結果を得ることであるとしていた USGAAP の APB Opinion No. 18 をベースとしている。APB Opinion No. 18 はその大部分が Topic 323 に置き換わったが、同様の考え方は今でも残っている。また、IAS 第 28 号の 26 項では「持分法の適用の際に適切な手続きの多くは、IFRS 第 10 号に記述されている連結手続と同様である」とされている。

- 2007 年の IAS 第 1 号の改訂に伴う 2011 年の IAS 第 28 号の改訂以前は、被投資企業の資本に対する投資企業の持分の変動は、投資企業の資本で認識するとされていた。上記 IAS 第 28 号の改訂が意図しないものであったならば、従前の会計処理へ回帰することが最も合理的である。

② View 2 : OCI

- IAS 第 1 号では、被投資企業のその他の純資産の変動を、所有者との取引ではないとして、投資企業の資本上で表示することを禁止している。これは被投資企業（関連会社及びジョイントベンチャー）が IAS 第 27 号（若しくは IFRS 第 10 号）の定義により連結グループの一部ではないからである。
- また、IAS 第 28 号の 10 項では、被投資企業の純損益に対する持分は投資企業の純損益で認識するとしている。資本取引は業績（performance）を反映するものではないため、被投資企業の資本取引による影響を投資企業の純損益に含めることは、財務諸表利用者をミスリードするおそれがある。

③ View 3 : 純損益

- 持分法は金融資産投資の測定の基礎であるとする考え方と整合する。
- 2009 年の IAS 第 39 号の年次改善において、「関連会社に対する持分の取得は、金融商品の取得を表すものである」との記述

が結論の根拠（BC24D）でなされた。

- 被投資企業は連結グループの一部ではないため、被投資企業の資本の変動は投資企業の資本の変動ではない。

(2) スタッフ提案

- View 2 : OCI については、IAS 第 1 号の 7 項の OCI のリストが網羅的なものではないとする議論が IC で受け入れられなかったこと、また IASB の将来プロジェクトにおいて OCI の表示を含む概念フレームワークが最重要プロジェクトと位置づけられていることを踏まえ、スタッフはサポートしない。
 - View 3 : 純損益の考え方には合理性はあるが、株式報酬取引の場合に通常持分法会計で投資企業の借方に認識された費用（被投資企業が認識した株式報酬費用に対する投資企業の持分）を貸方の費用で相殺する結果となってしまう。
 - IAS 第 28 号は、被投資企業の純損益に対する持分は投資企業の純損益で、被投資企業 OCI に対する持分は投資企業の OCI で認識するとしている。被投資企業のその他の純資産の変動は被投資企業の資本の変動であり、その変動に対する投資企業の持分を投資企業の資本で認識することは自然であり直観的である。
 - 持分法会計が IASB の将来プロジェクトのうち調査活動の 1 つとして位置づけられていることに鑑みると、今回 IASB が行う決定は短期的な解決策に過ぎない。そうであれば、実務への影響を最小限に抑えるため 2011 年の改訂以前の状態（資本で認識）へ戻し、早期にダイバーシティを解決することが重要である。
- ※ペーパー作成後、大手監査法人の会計マニュアルに純損益として処理する記載があることが判明したため、ボード会議当日の

口頭説明の際に補足を行った。

- 結論として以下を提案
 - ・ 上記の考え方を反映する改訂を、持分法の考え方に影響するため年次改善ではなく個別の公開草案（ED）として行う
 - ・ 企業結合の免除規定が関連会社及びジョイントベンチャーへの投資に適用されるため、IFRS 第1号の改訂は不要である
 - ・ 今回の改訂は遡及して適用する
 - ・ EDに対するコメント期間は120日未満とする

(3) 議論の概要

- ボードメンバーの数名は、持分法とは一行連結であり、スタッフ提案をサポートすると主張した。
- 1名は、所有者との取引ではないこと、持分法を連結と見た場合に投資企業の財務諸表で認識されるはずの被投資企業が獲得するキャッシュに対する持分が投資企業の財務諸

表で認識されないなどの理由から、スタッフ提案に反対し、すべて純損益で認識すべきであるとした。

- 数名は、資本が最適の解とは思わないが、被投資企業の資本取引は投資企業のパフォーマンスでないため純損益という考え方は受け入れられず、OCIも適切ではないため、最も悪くない（least worst）選択肢としてスタッフ提案をサポートした。
- 最終的に、ボードメンバー15名のうち14名の賛成により、資本で認識するというスタッフ提案が可決された。

(4) 今後の予定

無事ボード会議で可決されたため、これから基準化の作業に入る。まずは、基準のドラフトを行った上で、IASB内でレビューを行い、EDの公表となる。基準化のプロセスや、EDに対するコメントなど、次回報告する。